

(写)

19日農振第381号
平成19年12月19日

(都道府県知事あて)

知事 殿

財団法人日本農林漁業振興会
理事長 宮田 勇

農林水産祭参加表彰行事における夫婦連名大臣賞表彰について

平成13年4月26日付け13日農振第83号「農林水産祭参加表彰行事における夫婦連名での大臣賞表彰について」(都道府県知事、全国行事主催団体の長あて通知)に基づいて、夫婦連名での大臣賞表彰を行ってきましたが、残念ながら該当件数は伸び悩んでおります。

農林水産業においては多くの場合、経営主の配偶者の貢献度は極めて高い実態にありますので、今後、夫婦連名表彰を積極的に推進したいと考えておりますので、ご協力のほどお願いします。

なお、この観点から夫婦連名表彰についての上記通知を下記のように改めますので、今後はこれに基づいて実施していただきよろしくお願いします。

追って、お手数ですが表彰行事関係者等への周知徹底方お願い申し上げます。

記

1 夫婦連名での大臣賞表彰基準

夫婦連名での表彰基準は、これまでと同様、農林水産業経営の当該表彰に係る部門への夫婦の参画状況が、次の①から③までの文書等により明らかであり、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められた場合とする。主催者は、開催要領、審査要領等において表彰基準を明記し、審査、表彰にあたっては、①から③までのいずれかにより夫婦連名の表彰に相当するか否かについて必ず確認する。

- ① 家族経営協定書
- ② 作業日誌等、当該表彰に係る部門における経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していると確認できる書類
- ③ 農業改良普及センターなどの現場指導組織による意見書

2 表彰行事開催要領等への夫婦連名表彰規定の明記

夫婦連名での大臣賞表彰を行おうとする表彰行事主催者はこれまでと同様、まず、「表彰行事開催要領」や「審査要領」等に夫婦連名に係る表彰規定を設けることが必要である。

なお、これまでの夫婦連名表彰を見ると出品財が「経営」に限られていたが、出品財が「産物」、「技術・ほ場」、「生活」であっても配偶者の貢献が大であり、上記の表彰基準に該当する場合は積極的に夫婦連名表彰として取り上げることが望ましい。そのためには出品財が産物等であっても、あらかじめ開催要領等に夫婦連名表彰規定を設けておくことが必要である。

3 夫婦連名表彰に係る新たな取り扱い

- (1) 夫婦連名表彰は、これまで家族経営を対象とし、受賞者が法人経営の場合は対象外としてきたが、1戸1法人であって、通常の家族経営と見なしても差し支えないものは夫婦連名表彰の対象として認めることとする。この場合、1の①から③に準じる文書により夫婦連名表彰に相当するか否かについて確認する。
- (2) 大臣賞の段階で夫婦連名表彰でないものは、天皇杯等三賞の選考過程で配偶者の貢献が大と認められても夫婦連名表彰に変更できなかつたが、中央審査委員会等による選考過程で夫婦連名が妥当と判断され、かつ、表彰行事開催要領等に夫婦連名表彰規定が設けられている場合は、夫婦連名表彰に変更できるものとする。

4 その他

- (1) 夫婦連名での大臣賞表彰に係る選賞審査報告書にはこれまでと同様に上記1の①から③の何れかの文書等を添付する。また、出品財が産物等の場合であっても可能な限り経営概況のわかる資料を添付すること。
- (2) この通知に係る夫婦連名表彰は、表彰行事開催要領等の変更が必要な場合はその手続きが終了した時点から、変更を必要としない場合は本通知の日付以降の表彰行事から隨時適用するものとする。